

【校訓】 ひろい心で さわやかに

【学校教育目標】 未来を拓く児童が育つ

広 沢 小 だ よ り



新学期

【目指す児童像】 ・主体的にやりぬく子「挑戦・責任」 ・みんなを大切にする子「協働・対話」 ・より深く考える子「深化・創造」

児童一人ひとりの幸せな未来を拓く学校に

—いよいよ新しい年度のスタート—

校長 渡邊 肇

例年より春が早く訪れ、煌びやかに咲いていた桜はもうすでに緑色となり、あたたかな春の陽差しに包まれ、令和5年度の広沢小学校の新しい年度がスタートしました。

広沢小学校の児童、保護者の皆様、ご入学・ご進級おめでとうございます。私は4月に広沢小学校に着任し、校長を務めます、渡邊 肇（わたなべ はじめ）と申します。歴史ある広沢小学校で校長として、児童たちの笑顔に包まれながら共に学校生活を送れることに喜びを感じています。どうぞよろしくお願いいたします。

桜の季節になると国語科の教員だった私は、大岡 信さんの「言葉の力」というエッセイを思い出します。その話の中で、大岡さんが染織家（染物と織物の専門家）から美しい桜色の染物を見せてもらいます。大岡さんはその桜の色は、花びらを煮て染め出したものと思ったのですが、実は開花直前の桜の木の皮を煮出して染めないと、その美しい桜色は出せないという説明を受け、驚かされます。早春に美しい花を咲かそうとしている桜の木が、花びらだけでなく、桜の木全体で一途になって、雨や風、寒い冬を乗り越え、最上の桜色なろうとしているのです。花びらの桜色は幹のピンクでもあり、樹皮のピンクでもあり、樹液のピンクでもあったのです。花びらの桜色は、桜の木全体のピンクがほんの先端に姿を現したに過ぎなかったのです。

このことは、私たち人間にも当てはまると私は感じています。人間の内面にある学びや心が充実したとき、自分を表現する力が高まります。子供たちは、これから先様々な経験をしながら成長していきます。いろいろな友達や先生とふれあい、あたたかな気持ちになることもあります。時には、学習や人間関係でうまくいかないことがあり、思い悩んでしまうこともあると思います。しかし、そのような困難を解決し、乗り越え、生きていく力を身につけることで、近い将来、誰もが自分らしい美しい花を咲かすことができるはずだと強く思っています。

広沢小学校では学校教育目標を「未来を拓く児童が育つ」といたしました。「未来」とは、子供たち一人ひとりの未来であり、社会の未来でもあります。子供たちは日々の学校生活を通して、多くの経験をしながら、力を少しずつつけ、成長していきます。その積み重ねが自分や社会を切り拓く力となり、それぞれの幸せにつながり、それぞれの幸せが社会の幸せにつながり、社会の幸せが自らの幸せに返ってくるものでなければいけません。

子供たちには、未来を切り拓いていくために多様な力が必要になります。子供たちが未来に美しい花を咲かせ、幸せな社会を次世代に引き継いでいくために、教職員一同、保護者の皆様と協力しながら、子供たちが将来に美しい花を咲かせ、幸せな未来を迎えることができる学校をつくっていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。



4月の行事予定

月	火	水	木	金
10 始業式・入学式 9:50頃下校	11 短縮3時間授業 11:40頃下校	12 短縮3時間授業 11:40頃下校	13 給食開始(2~6年) 懇談会(高) 発育測定・視力(6年)	14 懇談会(中) 発育測定・視力(5年)
17 段階給食①(1年) 発育測定・視力(4年) 委員会活動①	18 全国学力・学習状況調査(6年) 段階給食②(1年) 懇談会(低・みどり) 発育測定・視力(3年)	19 よっひろタイム(体育) 完全給食(1年) 1年交通安全教室 発育測定・視力(2年)	20 発育測定・視力(1年)	21 発育測定・視力(み)
24	25 尿検査①	26 尿検査② 内科検診(1、2、3年)	27	28 1年生を迎える会 (3時間目)

◇4月11日(火)~12日(水)は短縮3時間授業、11時40分頃下校です。

◇懇談会は、全学年15時30分から行います。

~前年度からの変更~

- 4月から健康観察カードの提出がなくなります。
- 5月からお便りが電子化(さくら連絡網)になります。

個人情報保護のため、教職員転出入関係は掲載を控えさせていただきます。

(お知らせ) 就学援助制度のご案内 ~学校給食費、学用品費などを援助~

市では、生活保護世帯に準ずる程度に困窮し経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学校給食費や学用品費等の費用の一部を援助する事業を行っています。

■対象/和光市内に住所を有し、国公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護法による要保護者及び一定の条件に該当する方。

(条件については、別途学校から配布される「就学援助制度について」をご確認ください。)

■申請/各学校で随時、受け付けています。原則、月ごとの認定です。認定期間は6月までで、認定切り替えの時期は7月(全対象者共通)です。7月以降の受給審査のために再度、申請書等の提出が必要です。なお、新入学児童生徒学用品費は4月に認定された小・中学校1年生の保護者のみ対象となります。

■問合せ/各学校又は学校教育課学務担当(電話 424-9148)